水俣市青少年育成市民会議青少年善行表彰実施要綱

（趣旨）

第１条　水俣市の青少年の健全な育成に寄与することを目的に、善い行いをした青少年を表彰し、青少年の誇りと自信を高め、豊かな心と実践力の育成を図る。

（善行表彰の対象）

第２条　善行表彰は、市内に居住するまたは通学、通勤するおおむね２０歳以下の青少年又はこれらの者を主たる構成員とする団体に対して行う。

２　会長は、特に必要があると認める場合は、前項に規定するもの以外のものに対して善行表彰を行うことができる。

（善行表彰の区分及び基準）

第３条　善行表彰の区分及び基準は、別表第１に定めるところによる。

（表彰の方法）

第４条　善行表彰の方法は、次のとおりとする。

1. 個人又は数人の協力による善行は、当該各個人を表彰し、団体の善行は当該団体を

表彰する。

1. 善行表彰に当たっては、表彰状及び記念品を贈呈する。~~ただし、団体に対する表彰の場合は、記念品は1つとする。~~

（表彰の時期）

第５条　善行表彰は、会長が１年に１回、適当と認める時期に行う。

　（候補者の推薦）

第６条　善行表彰の候補者を推薦しようとする者は、会長に水俣市青少年育成市民会議青少年善行表彰推薦書（第１号様式）を提出するものとする。

　（善行表彰選考委員会）

第７条　会長は、前条の規定により推薦されたものを選考審査するため、善行表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

２　選考委員会は、別表第２に定める委員をもって組織する。

３　選考委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により定める。

４　委員長は、選考委員会を代表し、その議長となる。

５　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

　（表彰の決定）

第８条　会長は、選考委員会の選考結果に基づき、被表彰者を決定する。

（庶務）

第９条　選考委員会の庶務は、水俣市青少年育成市民会議事務局（教育委員会事務局教育課）において処理する。

　（委任）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、令和２年６月２４日から施行する。

　　　附　則

　この告示は、令和２年６月２４日から施行する。

　※令和４年４月６月総会で一部改正

別表第１（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 対象となる活動 | 基準及び例示 |
| １ | 福祉活動 | ○困っている人・社会的弱者を献身的に助ける、また、周囲を明るくするような福祉活動に関する活動・行為等（具体的事例）・地域内の家庭を訪問するなどして、困ったり悩んでいる人の相談にのったり、手助けになることをして、周りの人から感謝されている。 |
| ２ | 公共生活等への貢献 | ○公共のものを大切にするなど、道徳心や公共心を高め、人の手本となるような市民生活への貢献に関する行為・活動等（具体的事例）・地域の花壇づくりなどの環境美化を積極的に行っている。・公園等の清掃活動に自ら進んで取り組んでいる。 |
| ３ | 青少年指導 | ○地域における活動において誠実、責任、努力、自助、共助などの姿勢が認められ、他の青少年の模範となるような活動・行為等（具体的事例）・地域の年下の子どもに勉強や運動、行事での活動を指導している。・責任感が強く、地域の行事に積極的に参加し、あいさつや礼儀を教えるなど、他の手本となっている。 |
| ４ | 奉仕活動 | ○地域住民の誇りとなるような行い等○国際親善や近隣市町村との交流等に役立つような行い等○災害支援、防災意識の高揚につながる行い等（具体的事例）・地域活動を行い、その成果が地域住民に誇りをもたらしている。・主体的に国際交流事業にかかわり、多文化共生などに貢献している。・被災地支援、地域の防災・減災の意識向上に寄与している。 |
| ５ | その他 | その他特に顕著な善行があったとき自主的に活動・行動していることが表彰の対象 |

※学校教育活動中の活動も対象とする。

※一時的な善行（救助など）を除き、おおむね１年以上の活動を対象とする。

別表第２（第７条関係）

水俣市青少年育成市民会議青少年善行表彰選考委員会

|  |
| --- |
| 委　員 |
| 水俣市校長代表 |
| 水俣市ＰＴＡ連絡協議会代表 |
| 水俣市民生委員・児童委員協議会代表 |
| 水俣市教育委員会教育課長 |

第１号様式（第６条関係）（表）

水俣市青少年育成市民会議青少年善行表彰推薦書

|  |  |
| --- | --- |
| 善行青少年の氏　　　　　名又 は 団 体 名・代表者名 | ふりがな |
|  |
| 生年月日又　は発足年月日 | 　　　　　　　　　　　　年　　　　　　月　　　　　日 |
| 住所又　は事務所の所在地 | 水俣市　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（電話　　　－　　　　　） |
| 所属（学校・学年）（勤務先等） |  |
| 該当する善行基準 | ※基準に該当すると思われる項目を一つ選択 |
|  | １．福祉活動 | ２．公共生活等への貢献 | ３．青少年指導 |
| ４．奉仕活動 | ５．その他 |  |
| 活動・行為 | ※活動期間、回数、評価されている活動・行為を詳しく記載 |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
| 上記のとおり推薦いたします。　　　　　　年　　月　　日水俣市青少年育成市民会議会長　様　　　　　　　　　　　　　　　推薦者　住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

※善行対象者が複数の場合は、裏面の個人調書に記入するか名簿等を添付してください。

第１号様式（第６条関係）（裏）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏名 | 住所 | 生年月日・電話番号 |
| ふりがな |  | 　　　　　　年　　　月　　　日生〔電話〕　　　－ |
| ふりがな |  | 　　　年　　　月　　　日生〔電話〕　　　－ |
| ふりがな |  | 　　　年　　　月　　　日生〔電話〕　　　－ |
| ふりがな |  | 　　　年　　　月　　　日生〔電話〕　　　－ |
| ふりがな |  | 　　　年　　　月　　　日生〔電話〕　　　－ |
| ふりがな |  | 　　　年　　　月　　　日生〔電話〕　　　－ |
| ふりがな |  | 　　　年　　　月　　　日生〔電話〕　　　－ |
| 備　考 |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

（要綱に記載しないが協議で確認した事項）

・継続期間については、要綱には明記せず、募集時に目安の期間として「おおむね1年」

との例示を行う。

・記念品は、図書カード３，０００円とする。

・表彰は、各学校に巡回して表彰することとし、数が多い場合には学校長に伝達を行って、

表彰をしてもらう。